

第66号議案

平成28年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成28年度茨城県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成28年度茨城県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「107,902,000 m³」を「120,596,000 m³」に、同条第2号中「295,622 m³」を「330,400 m³」に、同条第4号中「3,242,092千円」を「3,118,187千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 事業収益	18,385,877千円		△ 393,488千円	17,992,389千円
第1項 営業収益	8,033,432千円		△ 185,507千円	7,847,925千円
第2項 営業外収益	10,352,365千円		△ 223,842千円	10,128,523千円
第3項 特別利益	80千円		15,861千円	15,941千円
	支			
第1項 特別損失	155,272千円		△ 4,621千円	150,651千円
第1款 事業費用	18,104,707千円		△ 780,333千円	17,324,374千円
第1項 営業費用	17,333,042千円		△ 831,432千円	16,501,610千円
第2項 営業外費用	608,393千円		55,720千円	664,113千円
第3項 特別損失	155,272千円		△ 4,621千円	150,651千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「3,068,370千円」を「3,060,988千円」に、「1,039,756千円」を「1,058,117千円」に、「1,720,180千円」を「628,859千円」に、「266,594千円」を「144,594千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額41,840千円」を「当年度分消費税等資本的収支調整額47,424千円、減債積立金1,103,828千円及び基金積立金78,166千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 資本的収入	3,903,062千円		△ 65,752千円	3,837,310千円
第1項 国庫補助金	1,664,462千円		△ 71,044千円	1,593,418千円
第2項 企業債	1,348,800千円		△ 500千円	1,348,300千円
第3項 負担金	725,120千円		△ 12,987千円	712,133千円
第5項 関連事業収入	164,600千円		18,779千円	183,379千円
	支			
第1款 資本的支出	6,971,432千円		△ 73,134千円	6,898,298千円
第1項 建設改良費	3,242,092千円		△ 123,905千円	3,118,187千円
第2項 資産購入費	32,164千円		3,102千円	35,266千円
第3項 償還金	2,985,980千円		25,569千円	3,011,549千円

第4項 基金積立金	711,196千円	22,100千円	733,296千円
-----------	-----------	----------	-----------

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「1,348,800千円」を「1,348,300千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条中「514,226千円」を「475,989千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「2,039,661千円」を「2,043,461千円」に改める。

(利益剰余金の処分の補正)

第8条 予算第11条中「266,594千円」を「144,594千円」に改める。

平成29年3月2日提出

茨城県知事 橋 本 昌